

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について

1. 国のまち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」の概要

(1) まち・ひと・しごと創生とは

人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すものである。

(2) 長期ビジョン

2060年(平成72年)に1億人程度の人口を確保する中長期的展望を示すもの。

(3) 総合戦略

2015～2019年度(平成27～31年度、5か年)の政策目標・施策を示すもの。明確な目標とKPI(重要業績評価指標、Key Performance Indicator)を設定し、PDCAサイクルによる効果検証・改善を行う。

基本目標は次の4点。

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

2. 八潮市人口ビジョンの策定

八潮市人口ビジョンは、八潮市における人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置づけられることから、八潮市人口ビジョンを策定する。

八潮市人口ビジョンは、第5次八潮市総合計画における将来目標人口と整合したものとする。

3. 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

市町村においてはまち・ひと・しごと創生法第10条において、政府及び都道府県の定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めるものとされている。

このことから、八潮市長期人口ビジョンを踏まえ、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。

まち・ひと・しごと創生法 第10条第1項

市町村(特別区を含む。以下、この条について同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

4. 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性

まち・ひと・しごと創生は、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めることが重要である。

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図ることが求められていることから、国の総合戦略における基本目標に基づき、政策目標及び施策を検討する。

また、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性は、第5次八潮市総合計画と相反しないものとする。

5. 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略と同様に平成27年度から平成31年度までの5か年とする。

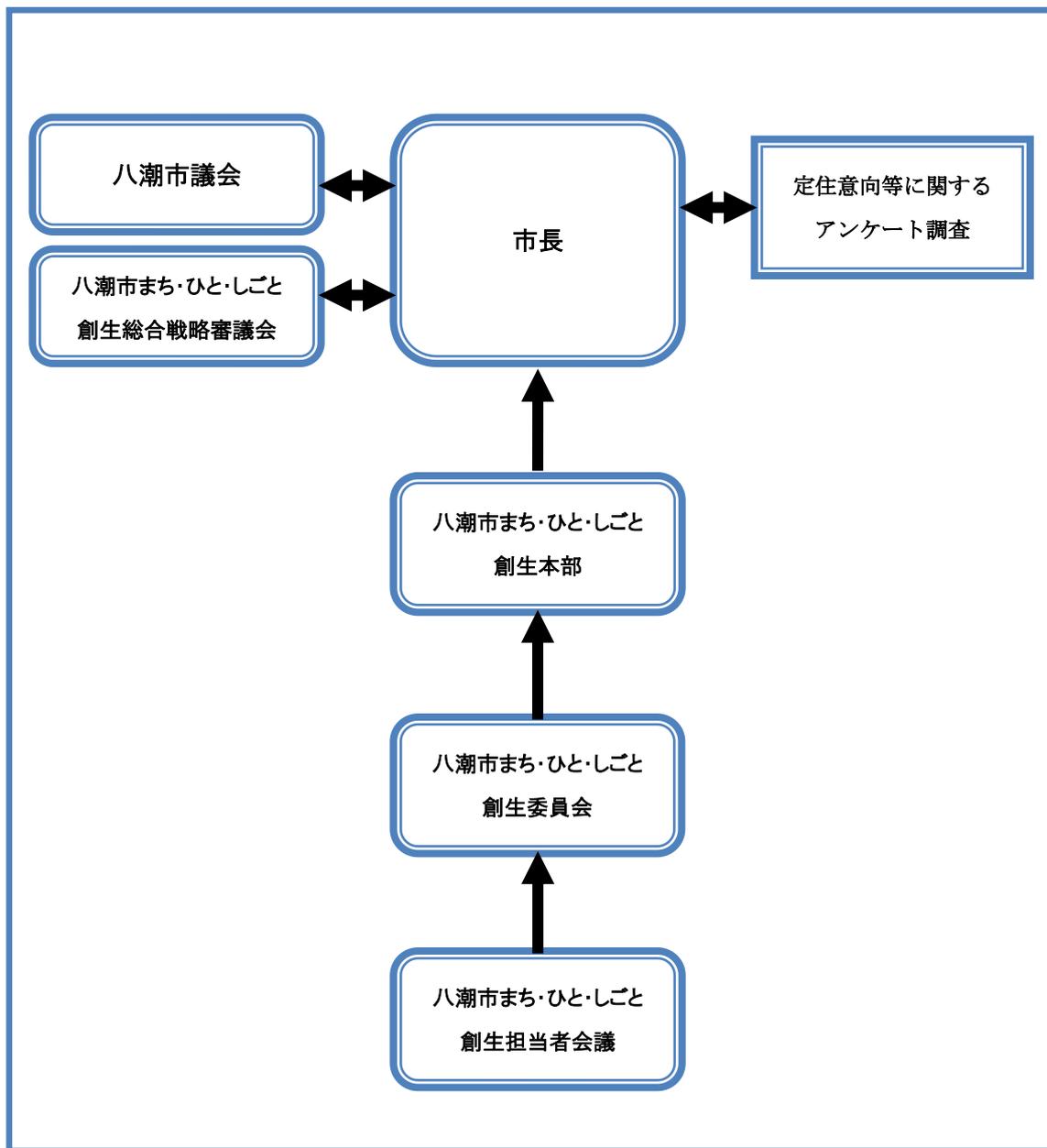
6. 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)は、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において多様な意見を伺うとともに、関係各課と協力して策定するものとし、策定の体制は、別紙1八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定体系図のとおりとする。

7. 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュール

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュールは、別紙2策定スケジュールのとおりとする。

八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定体系図



八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュール（イメージ）

